
危險物施設等審査基準

船橋市消防局

目 次

第 1 章	総 則	1 ~ 2
第 2 章	危険物施設の技術上の基準	
第 1	危険物規制の概要	第 1 - 1 ~ 1 1
第 2	製造所の基準	第 2 - 1 ~ 7 1
第 3	屋内貯蔵所の基準	第 3 - 1 ~ 1 1
第 4	屋外タンク貯蔵所の基準	第 4 - 1 ~ 4 2
第 5	屋内タンク貯蔵所の基準	第 5 - 1 ~ 8
第 6	地下タンク貯蔵所の基準	第 6 - 1 ~ 4 7
第 7	簡易タンク貯蔵所の基準	第 7 - 1 ~ 4
第 8	移動タンク貯蔵所の基準	第 8 - 1 ~ 7 2
第 9	屋外貯蔵所の基準	第 9 - 1 ~ 8
第 1 0	給油取扱所の基準	第 1 0 - 1 ~ 1 3 5
第 1 1	販売取扱所の基準	第 1 1 - 1 ~ 6
第 1 2	移送取扱所の基準	第 1 2 - 1 ~ 1 1
第 1 3	一般取扱所の基準	第 1 3 - 1 ~ 3 4
第 1 4	消火設備の基準	第 1 4 - 1 ~ 1 7
第 1 5	警報設備の基準	第 1 5 - 1
第 1 6	避難設備の基準	第 1 6 - 1
第 3 章	運搬及び移送に関する技術上の基準	1 ~ 1 3
第 4 章	危険物取扱者制度	1 ~ 1 3
第 5 章	許可申請時の申請書及び提出資料	1 ~ 3 8

第1章 総則

1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第3章、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）並びにその他危険物関係規定に基づき、危険物施設の設置又は変更の工事に係る審査の公平性の確保、明確性・透明性の向上及び事務処理の迅速化を図ること等を目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、危険物関係法令及び総務省消防庁発出の運用通知等に基づくものに加え、船橋市が独自に有する地域特性（人口・建築物の密集性、地盤及び気候等）を考慮し、危険物施設における更なる保安の確保を推進するために付加した行政指導事項も含まれているもの。

なお、本基準中においては、法令名等について次のとおり略称を用いたもの。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)・・・・・・・・・・法
- (2) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)・・・危政令
- (3) 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)・・・危省令
- (4) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示
(昭和49年自治省告示第99号)・・・・・・・・・・告示
- (5) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)・・・・・・・・・・政令
- (6) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)・・・・・・・・・・省令
- (7) 船橋市火災予防条例(昭和48年条例第23号)・・・・・・・・・・条例
- (8) 船橋市火災予防条例施行規則(昭和48年規則第41号)・・・条則
- (9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)・・・・・・・・・・建基法
- (10) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)・・・・・・・・・・建基政令
- (11) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)・・・・・・・・・・建基省令

3 用語の定義

- (1) 「危険物施設」とは、法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。
- (2) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。
- (3) 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (4) 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。

- (5) 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (6) 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (7) 「準不燃材料」とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (8) 「難燃材料」とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (9) 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2口に規定するもの（原則として防火戸に限るものとする。）をいう。
- (10) 「特定防火設備」とは、建基政令第112条第1項に規定するもの（原則として防火戸に限るものとする。）をいう。

4 施行期日

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

5 附則

平成18年7月7日 消防予第194号 制定

令和5年3月16日 船消予第1334号 全部改正

6 経過措置

この基準の施行の際、現に法第11条第1項の規定により許可を受けて設置されているものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、なお従前の例による。